

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

## 事業名 図書館活動推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 図書館 管理調整係 電話番号：058-275-5111 (内 291)

E-mail：[c21803@pref.gifu.lg.jp](mailto:c21803@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 2,437 千円 (前年度予算額：1,848 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,848	0	0	0	0	0	0	0	1,848
要求額	2,437	0	0	0	0	0	0	0	2,437
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県民一人ひとりの学習機会を保証するため、誰もが図書館サービスを受けられるべきであるという方針のもとに、障がい者サービス、託児、サポーターとの連携を継続的に実施することにより、図書館の基本的サービスとして定着させ、県内図書館にモデルケースを提供することで県内図書館支援の強化に繋げていく。

また、令和元年6月、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行により、視覚障がい者等のさらなる読書環境の向上を促進する必要がある。

### (2) 事業内容

#### 1. 障がい者サービス事業

- (1) 視覚障がい者サービス：録音図書製作・郵送貸出、対面朗読の実施
- (2) 身体障がい者在宅郵送サービス：来館困難な利用者に資料郵送貸出
- (3) 聴覚障がい者サービス：映像資料リストを無料で提供
- (4) バリアフリーコーナーの運営：関連機器・資料の紹介、情報発信

2. 図書館利用者の託児事業
  - ・ 0・1 歳児の託児サービス： 40 日/年
3. 図書館サポーター活動事業
  - (1) サポーター等全体交流会開催：年 1 回
  - (2) サポーター等個別研修会開催：年 2 回
  - (3) 視覚障がい者サービス協力者講習会：年 13 回
  - (4) パソコン録音講習会：年 4 回
4. 貸出証の作成

### (3) 県負担・補助率の考え方

県負担 10/10

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	579	障がい者サービス協力者謝金等
旅費	78	講師費用弁償等
需用費	966	貸出証印刷、消耗品等
役務費	211	書籍郵送料等
委託料	553	託児委託、研修業務委託
使用料及び賃借料	40	視覚障がい者情報ネットワーク利用料
負担金、補助及び交付金	10	障がい者サービス担当職員養成講座参加費
合計	2,437	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 事業主体及びその妥当性

誰もが等しく図書館を利用できることは図書館の基本的なサービスであり、サポーターと連携しての図書館運営ともども県内市町村図書館のモデルとしての役割からも、事業の必要性が高い。

県民のニーズは確実にあり、県の中核図書館としての役割を果たすために継続すべき事業である。

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

障がい者サービス、託児、サポーターとの連携を継続的に実施することにより、図書館の基本的サービスとして定着させ、県内図書館にモデルケースを提供することで県内図書館支援の強化につなげる。また、サポーターとの協力により、利用者へ提供できる資料やサービスを充実させるとともに、サポーターの生涯学習の場を提供する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
県内図書館障がい者サービス実施館	0館 (H6)	20館 (H29)	20館 (H30)	23館 (R1)	22館 (R5)	104.5%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 障がい者サービス事業

- ・録音図書製作、録音図書郵送貸出を実施、視覚障がい者への対面読書
- ・身体障がい者への図書館資料郵送貸出を実施

(2) 託児委託事業 令和元年度 40日/年実施（予定）

(3) 図書館サポーター活動事業

- ・サポーター等個別研修会 令和2年7月10日実施済
- ・サポーター等全体交流会 令和2年2月11日

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

障がい者サービス事業、託児事業は、利用者からも好評で基本的サービスとして定着しつつある。また、図書館サポーター活動事業では、サポーターにボランティア活動と生涯学習の場を提供できた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い	
(評価) ○	誰もが等しく図書館を利用できることは図書館の基本的なサービスであり、サポーターと連携しての図書館運営ともども県内市町村図書館のモデルとしての役割からも、事業の必要性が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	録音図書を製作・提供することにより、活字資料の利用に困難な人が、幅広い資料から読みたい資料を選ぶことができるようにしている。また、視覚障がい者からのリクエストによる録音資料も作成している。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある	
(評価) ○	視覚障がい者への対面読書や録音図書作成を、視覚障がい者サービス協力者（図書館サポーター）に担ってもらうなど、事業の効率化を図っている。

### (今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 県図書館のサービスとしては定着してきているが、機材や設備・職員体制などから、県図書館単独で県全体へサービスを行うことは難しい。 今後、市町図書館との連携協力により、県全体の図書館サービス向上につなげていくことが課題である。	
--	--

### (次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 障がい者サービスや子育て支援としての託児事業へは県民のニーズが確実にあり、事業の必要性も高いため、図書館の基本的なサービスとして継続する。また、平成28年4月に障害者差別解消法が、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が施行され、サービスを拡充するため、今まで以上に視覚障がい者サービス協力者と連携・協力して活動の充実を図っていく。	
---	--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	